

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成23年5月13日

【計算期間】

第1期（自平成22年8月16日 至平成23年2月18日）

【ファンド名】

中国消費関連株オープン

【発行者名】

岡三アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 吉野 俊之

【本店の所在の場所】

東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【事務連絡者氏名】

田中 利幸

【連絡場所】

東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【電話番号】

03-3516-1432

【縦覧に供する場所】

該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

なお、ファンドは、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 海外 / 株式」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	
その他資産 ()			なし
資産複合 ()			
資産配分固定型 資産配分変更型			

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニ

ア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- （７）中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （８）アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （９）中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （１０）エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- （１）ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- （２）ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- （１）為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- （２）為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- （１）日経225
- （２）TOPIX
- （３）その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- （１）ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- （３）ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- （４）その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（３）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- 中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式を主要投資対象とします。
- 投資にあたっては、中国国内の購買力の向上により恩恵を受ける消費関連企業に着目します。

消費関連企業とは、消費者に最終消費財やサービスを提供する企業を指します。

消費関連企業

消費ブームの到来がもたらす消費の広がり（「量」と「質」）

「量」の拡大

生活必需品、衣料品、自動車、携帯電話、パソコンなどの製造会社および販売会社



「質」の変化

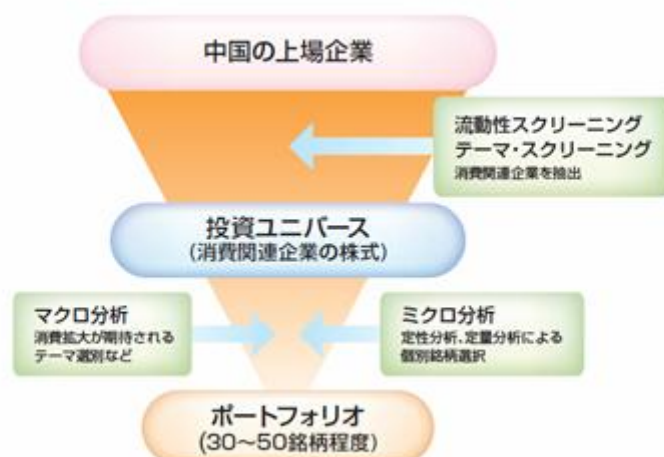
銀行、保険、小売店、デパート、旅行会社、レジャー関連、鉄道会社、航空会社など



- 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海B株および深センB株を投資対象とします。また、上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。A株に投資する際にはその値動きに連動する債券を組入れることがあります。また、中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に上場している株式等（DR、カントリーファンドを含みます。）に投資を行うことがあります。
- 原則として株式を高位に組み入れる方針ですが、市況環境等によっては高位にならない場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ポートフォリオ構築のプロセス



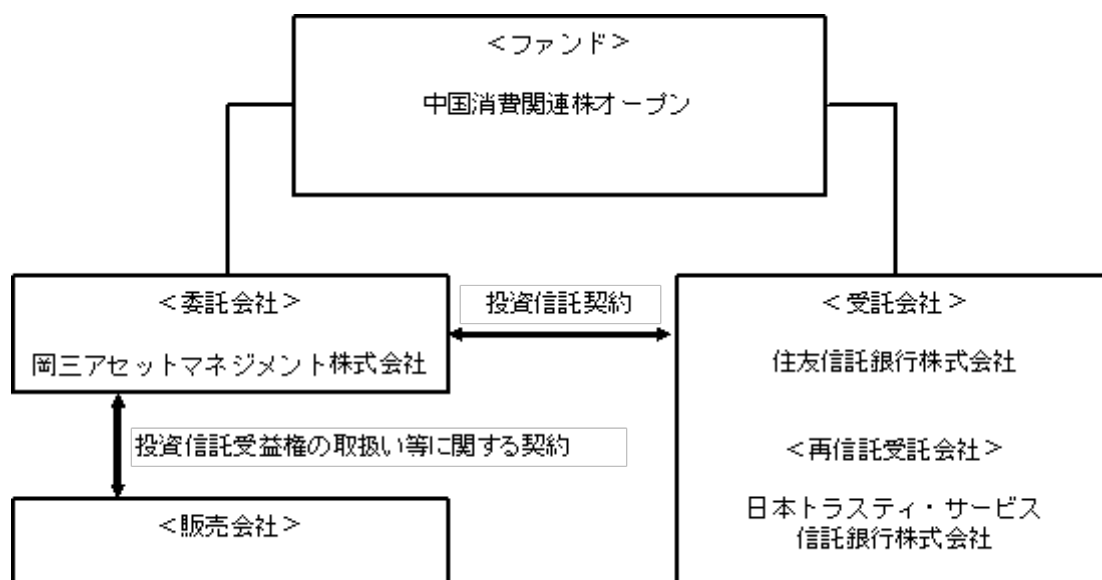
※上記ポートフォリオ構築プロセスは変更される場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成22年8月16日 投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	住友信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成23年3月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日

「日本投信委託株式会社」設立

昭和62年 6 月27日

第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）

平成 2 年 6 月30日

第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）

平成20年 4 月 1 日

岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジ
メント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,250株	19.78%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

中華人民共和国の取引所上場株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

ロ．投資にあたっては、中国国内の購買力の向上により恩恵を受ける消費関連企業に着目します。

消費関連企業とは、消費者に最終消費財やサービスを提供する企業を指します。

ハ．香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海B株および深センB株を投資対象とします。また、上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。A株に投資する際にはその値動きに連動する債券を組入れることがあります。また、中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に上場している株式等（DR、カントリーファンドを含みます。）に投資を行うことがあります。

ニ．原則として株式を高位に組み入れる方針ですが、市況環境等によっては高位にならない場合があります。

ホ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ヘ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定め

るものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引に限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．株券または新株引受権証書

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券

ホ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

リ．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ヌ．コマーシャル・ペーパー

ル．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ヲ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ．からル．までの証券または証書の性質を有するもの

ワ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

カ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

コ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ク．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものを

いい、有価証券に係るものに限り、ます。）

レ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいい、ます。）

ソ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ツ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。）

ネ．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいい、ます。）

ナ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ラ．外国の者に対する権利でナ．の有価証券の性質を有するもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ヘ．外国の者に対する権利でホ．の権利の性質を有するもの

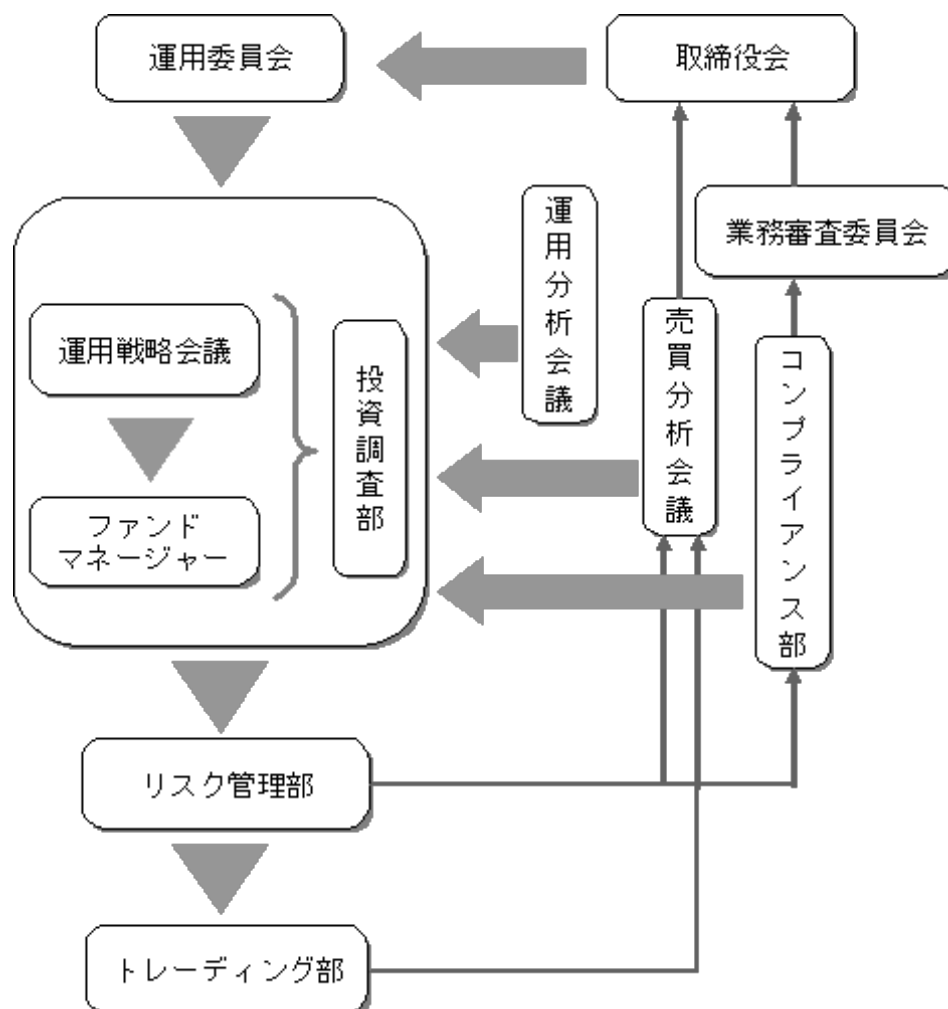
c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

コンプライアンス部 （3名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （5名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。 また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・ 運用実施に関する内規
- ・ 組入株式の銘柄選定基準に関する内規
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引に関する内規
- ・ 短期金融商品への投資に関する内規

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては平成23年3月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 毎年、2月18日、8月18日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■ 投資する株式等の範囲

- a 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b 上記aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■ 信用取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 上記aの信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ロ．株式分割により取得する株券

ハ．有償増資により取得する株券

ニ．売出しにより取得する株券

ホ．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券

ヘ．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、また

は、投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記ホ.を除きます。）の行使により取得可能な株券

■ 先物取引等の指図および目的

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- b 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および外国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびにオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ スワップ取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価

総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- d 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 外国為替予約取引の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b 上記 a の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c 上記 b の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

■ 有価証券の貸付の指図、目的および指図範囲

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b 上記 a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつ

て有価証券等の運用は行わないものとします。

- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

当ファンドは、主に中国の株式や中国の株式の値動きに連動する債券（以下「リンク債券」といいます。）を投資対象としますので、組入れた中国の株式やリンク債券の価格の下落、発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。
したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。投資した株式の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、投資したリンク債券の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資したリンク債券の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式やリンク債券の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、当ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、当ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券の時価総額が小さくまたは取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

外国の外貨不足などの経済的要因、外国政府の資産凍結などの政治的理由、外国の社会情勢の混

乱等の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

< 留意事項 >

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。
- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

■ 当初申込期間

申込金額（１口当たり１円に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、３.１５％（税抜３.０％）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

■ 継続申込期間

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、３.１５％（税抜３.０％）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、１口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の０.２０％が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年１０,０００分の１７８.５（税抜１７０）の率を乗じて得た額とします。

基準価額が年間を通して１０,０００円（１０,０００口当たり）だった場合、１０,０００口当たりの信託報酬は年間１７８.５円（税抜１７０円）になります。

■ 信託報酬の配分

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年10,000分の 178.5（税抜 170.0）
内 委託会社	年10,000分の 96.6（税抜 92.0）
内 販売会社	年10,000分の 73.5（税抜 70.0）
内 受託会社	年10,000分の 8.4（税抜 8.0）

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の1.26（税抜1.20）の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、外国の株式の配当金等は、現地において、課税される場合があります。

上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は譲渡所得となり、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方

税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

普通分配金、特別分配金とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。特別分配金は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、特別分配金を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から特別分配金を控除した額となります。

■ その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成23年3月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

平成23年3月31日現在の運用状況は以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	バミューダ	103,948,440	7.06
	香港	203,288,460	13.80
	中国	546,787,164	37.12
	ケイマン	373,709,220	25.37
	小計	1,227,733,284	83.34
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		245,454,217	16.66
合計（純資産総額）		1,473,187,501	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイマン	株式	HENGAN INTL GROUP CO LTD	家庭用品・パーソナル用品	104,000	621.04	64,588,368	619.97	64,477,296	4.38
ケイマン	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	小売	300,000	142.68	42,805,440	151.65	45,496,800	3.09
ケイマン	株式	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	自動車・自動車部品	1,400,000	39.19	54,873,840	30.54	42,762,720	2.90
ケイマン	株式	XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	耐久消費財・アパレル	700,000	54.14	37,903,320	55.74	39,024,720	2.65
ケイマン	株式	HENGDELI HOLDINGS LTD	小売	700,000	46.16	32,315,930	42.29	29,604,960	2.01
ケイマン	株式	AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	不動産	220,000	117.47	25,843,907	128.37	28,242,192	1.92
ケイマン	株式	COUNTRY GARDEN HOLDINGS COMPANY	不動産	600,000	31.82	19,095,840	36.73	22,043,520	1.50
ケイマン	株式	TINGYI (CAYMAN ISLN) HOLDING CO	食品・飲料・タバコ	100,000	195.23	19,523,040	210.18	21,018,240	1.43
ケイマン	株式	GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	小売	100,000	208.47	20,847,360	180.27	18,027,840	1.22
ケイマン	株式	WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	食品・飲料・タバコ	270,000	66.10	17,849,484	65.89	17,791,812	1.21
ケイマン	株式	INTIME DEPARTMENT STORE	小売	150,000	115.55	17,333,640	114.27	17,141,400	1.16
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	5,000	2,174.44	10,872,240	2,084.73	10,423,680	0.71
バミューダ	株式	SHANGRI-LA ASIA LTD	消費者サービス	200,000	207.19	41,438,400	215.20	43,040,400	2.92
バミューダ	株式	DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	150,000	149.73	22,460,040	157.20	23,581,440	1.60
バミューダ	株式	PORTS DESIGN LTD	耐久消費財・アパレル	100,000	215.73	21,573,600	195.65	19,565,760	1.33
香港	株式	LENOVO GROUP LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,300,000	52.54	68,309,280	46.03	59,840,040	4.06
香港	株式	SJM HOLDINGS LTD	消費者サービス	350,000	128.16	44,856,000	147.38	51,584,400	3.50

香港	株式	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS	保険	150,000	242.43	36,365,400	245.10	36,765,900	2.50
香港	株式	CHINA RESOURCE ENTERPRISE	食品・生活必需品小売り	100,000	308.65	30,865,200	328.41	32,841,000	2.23
香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	耐久消費財・アパレル	200,000	106.80	21,360,000	111.28	22,257,120	1.51
中国	株式	PICC PROPERTY & CASUALTY -H	保険	1,100,000	104.98	115,482,840	97.40	107,141,760	7.27
中国	株式	PING AN INSURANCE	保険	100,000	848.52	84,852,600	823.96	82,396,200	5.59
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	銀行	1,000,000	62.15	62,157,600	68.13	68,138,400	4.63
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK HD	銀行	770,000	72.19	55,591,536	77.43	59,621,100	4.05
中国	株式	AIR CHINA LIMITED-H	運輸	700,000	85.76	60,032,280	78.60	55,023,360	3.73
中国	株式	SINOPHARM GROUP CO-H	ヘルスケア機器・サービス	150,000	292.09	43,814,700	295.83	44,375,400	3.01
中国	株式	JIANGSU EXPRESS CO	運輸	400,000	86.72	34,688,640	93.66	37,465,440	2.54
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	800,000	43.25	34,603,200	45.81	36,653,760	2.49
中国	株式	ZTE CORP-H	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	80,000	371.88	29,751,185	374.33	29,946,720	2.03
中国	株式	WUMART STORES INC-H	食品・生活必需品小売り	80,000	169.81	13,584,960	179.63	14,371,008	0.98

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	運輸	6.52
		自動車・自動車部品	4.00
		耐久消費財・アパレル	6.52
		消費者サービス	6.42
		小売	8.01
		食品・生活必需品小売り	3.20
		食品・飲料・タバコ	2.63
		家庭用品・パーソナル用品	4.38
		ヘルスケア機器・サービス	3.01
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.29
		銀行	11.16
		保険	15.36
		不動産	3.41
		ソフトウェア・サービス	0.71
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.70
合計			83.34

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1期計算期間末 (平成23年 2 月18日)	2,201,405,209 (分配付) 2,201,405,209 (分配落)	0.9434 (分配付) 0.9434 (分配落)
平成22年 8 月末日	4,719,109,265	0.9911
平成22年 9 月末日	5,477,977,356	1.0613
平成22年10月末日	4,413,860,436	1.0305
平成22年11月末日	3,161,414,047	1.0369
平成22年12月末日	2,903,716,330	0.9546
平成23年 1 月末日	2,861,264,565	0.9395
平成23年 2 月末日	1,893,314,148	0.8893
平成23年 3 月末日	1,473,187,501	0.9396

【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第 1 期計算期間	(自平成22年8月16日至平成23年2月18日)	0円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第 1 期計算期間	(自平成22年8月16日至平成23年2月18日)	5.7

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2 位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)
第 1 期計算期間	5,240,083,540	2,906,520,000

(注) 第1期計算期間の設定数量は、当初申込期間中の数量を含みます。

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移(2010年8月16日～2011年3月31日)



※基準価額は信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2011年3月31日現在
分配金の推移

2011年2月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万円あたり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	83.34%
その他資産	16.66%
合計	100.00%

業種別配分

業種	純資産比率
保険	15.36%
銀行	11.16%
小売	8.01%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.70%
運輸	6.52%

※組入上位5業種です。

組入上位10銘柄

銘柄名	国／地域	業種	純資産比率
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	中国	保険	7.27%
PING AN INSURANCE	中国	保険	5.59%
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	中国	銀行	4.63%
HENGAN INTL GROUP CO LTD	ケイマン	家庭用品・パーソナル用品	4.38%
LENOVO GROUP LTD	香港	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.06%
CHINA CONSTRUCTION BANK HD	中国	銀行	4.05%
AIR CHINA LIMITED-H	中国	運輸	3.73%
SJM HOLDINGS LTD	香港	消費者サービス	3.50%
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	ケイマン	小売	3.09%
SINOPHARM GROUP CO-H	中国	ヘルスケア機器・サービス	3.01%

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2010年はファンドの設定日から年末まで、2011年は3月末までの騰落率を示しています。
 ※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計（税引前）の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

- ・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、継続申込期間において、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

・ 香港の取引所の休業日

「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

■ 取得申込受付時間

当初申込期間中は、販売会社の営業時間内とします。

継続申込期間中は、原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、取得申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受

取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

- ・「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、当ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・「分配金受取りコース」の申込単位は、1万口以上1万口単位又は1万円以上1円単位、「分配金再投資コース」の申込単位は、1万円以上1円単位、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、1万円以上1千円単位となります。なお、販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。また、取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

- ・当初申込期間中の発行価格は、1口当たり1円です。継続申込期間中の1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、当ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

- ・申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。
- ・申込手数料は、申込金額に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、当ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

- ・申込代金は、取得申込みを取扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

- ・申込代金の払込期日については、当初申込期間中にお申込みされた場合は、当初申込期間中に申込代金を販売会社でお支払い下さい。継続申込期間中にお申込みされた場合で、「分配金受取りコース」を選択された場合は、取得申込日から起算して5営業日以内に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。「分配金再投資コース」を選択された場合は、取得申込日に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、

販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、申込代金は、あらかじめ定められた日に銀行口座等より自動的に引き落としさせていただきます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所の休業日

「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、換金申込不可日を除きます。）の扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があ

るときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。

- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、換金申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 株式の評価

海外の株式は、原則として、海外の取引所又は取引所に準ずる市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、平成22年8月16日から平成32年8月18日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、受益者に有利であると認めたときは、受託会社との協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

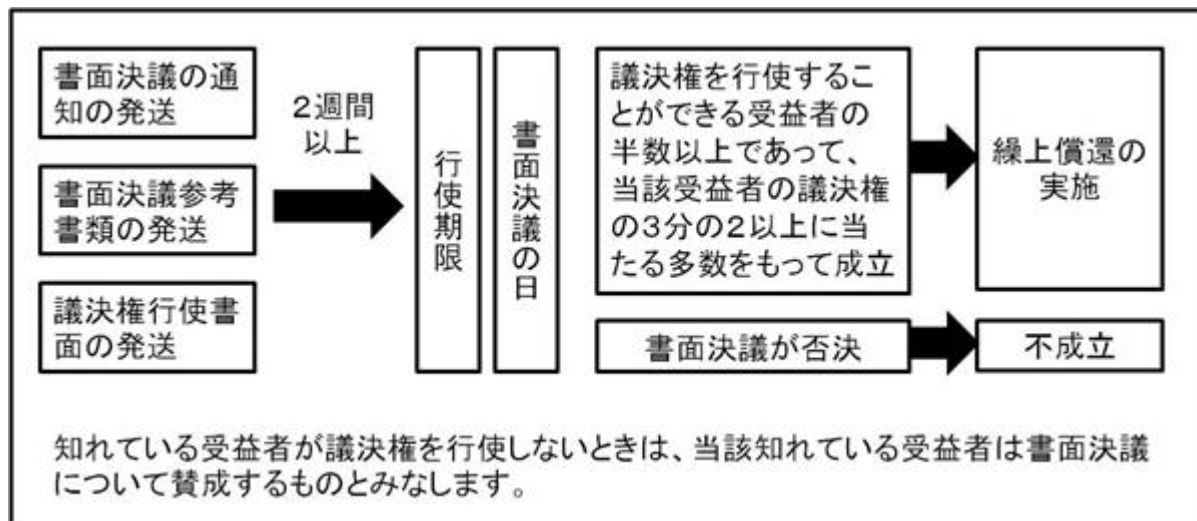
計算期間は、原則として、毎年2月19日から8月18日まで、8月19日から翌年2月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。



■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

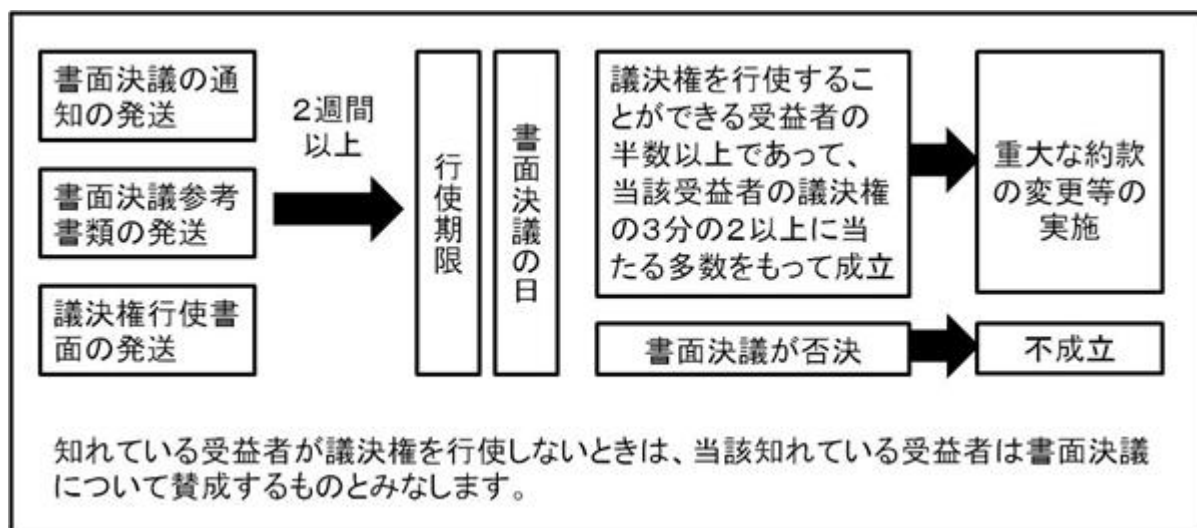
- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。



■ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年2月19日から8月18日まで、8月19日から翌年2月18日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成23年7月31日より、公告の方法は以下の通りに変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を委託します。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 上記bの規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- d 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表については東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
中国消費関連株オープン
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (平成23年 2 月18日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	167,255,905
コール・ローン	233,128,779
株式	2,031,893,703
未収利息	570
流動資産合計	2,432,278,957
資産合計	2,432,278,957
負債の部	
流動負債	
未払金	105,832,349
未払解約金	89,386,275
未払受託者報酬	1,666,131
未払委託者報酬	33,739,138
その他未払費用	249,855
流動負債合計	230,873,748
負債合計	230,873,748
純資産の部	
元本等	
元本	*1 2,333,563,540
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	132,158,331
元本等合計	2,201,405,209
純資産合計	*3 2,201,405,209
負債純資産合計	2,432,278,957

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1期
		自 平成22年 8 月16日
		至 平成23年 2 月18日
営業収益		
受取配当金		22,881,412
受取利息		369,019
有価証券売買等損益		84,331,885
為替差損益		108,504,506
営業収益合計		922,190
営業費用		
受託者報酬		1,666,131
委託者報酬		33,739,138
その他費用		2,032,292
営業費用合計		37,437,561
営業利益又は営業損失（ ）		38,359,751
経常利益又は経常損失（ ）		38,359,751
当期純利益又は当期純損失（ ）		38,359,751
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		92,689,140
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,771,502
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,771,502
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,880,942
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,880,942
分配金		*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		132,158,331

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別	第1期 自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、海外の取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 計算期間の取り扱い 当ファンドの計算期間は、平成22年8月16日（設定日）から平成23年2月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成23年2月18日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,333,563,540口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 132,158,331円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たりの純資産額 0.9434円 (10,000口当たりの純資産額 9,434円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期		
自 平成22年8月16日		
至 平成23年2月18日		
*1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	122,042 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	122,042 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,333,563,540 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	- 円
10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第1期 自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日
項 目	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、外国株式を売買目的で保有しており、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク等を有しております。その他、保有する預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

期 別	第1期 (平成23年2月18日現在)
項 目	
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、預金、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1期 自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第1期 (平成23年2月18日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況	
設定元本額	4,412,200,000円
期中追加設定元本額	827,883,540円
期中一部解約元本額	2,906,520,000円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 平成22年8月16日 至 平成23年2月18日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	138,988,202
合 計	138,988,202

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	香港ドル	AIR CHINA LIMITED-H	1,000,000	8.03	8,030,000.00	
		CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	200,000	4.00	800,000.00	
		JIANGSU EXPRESS CO	590,000	8.12	4,790,800.00	
		ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	370,000	7.07	2,615,900.00	
		BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	100,000	6.53	653,000.00	
		DONGFENG MOTOR GRP	60,000	14.50	870,000.00	
		GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	1,900,000	3.67	6,973,000.00	
		361 DEGREES INTERNATIONAL	440,000	5.51	2,424,400.00	
		CHINA LILANG LTD	230,000	9.92	2,281,600.00	
		HAIER ELECTRONICS GROUP CO	20,000	8.40	168,000.00	
		PEAK SPORT PRODUCTS LTD	450,000	5.09	2,290,500.00	
		PORTS DESIGN LTD	100,000	20.20	2,020,000.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	700,000	10.00	7,000,000.00	
		TRINITY LTD	100,000	7.05	705,000.00	
		XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	1,500,000	5.07	7,605,000.00	
		SHANGRI-LA ASIA LTD	370,000	19.40	7,178,000.00	
		SJM HOLDINGS LTD	700,000	12.00	8,400,000.00	
		BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	700,000	13.36	9,352,000.00	
		GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	300,000	19.52	5,856,000.00	
		HENGDELI HOLDINGS LTD	360,000	4.49	1,616,400.00	
		INTIME DEPARTMENT STORE	150,000	10.82	1,623,000.00	
		PARKSON RETAIL GROUP LTD	70,000	11.78	824,600.00	
		CHINA RESOURCES ENTERPRISE	300,000	28.90	8,670,000.00	

		WUMART STORES INC-H	200,000	15.90	3,180,000.00	
		CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	160,000	23.45	3,752,000.00	
		TINGYI (CAYMAN ISLN) HOLDING CO	130,000	18.28	2,376,400.00	
		TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	20,000	36.10	722,000.00	
		WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	400,000	6.19	2,476,000.00	
		HENGAN INTL GROUP CO LTD	138,000	58.15	8,024,700.00	
		SINOPHARM GROUP CO-H	270,000	27.35	7,384,500.00	
		CHINA SHINeway PHARMACEUTICA	50,000	20.55	1,027,500.00	
		BANK OF CHINA LTD-H	800,000	4.05	3,240,000.00	
		CHINA CONSTRUCTION BANK HD	1,100,000	6.76	7,436,000.00	
		INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	1,600,000	5.82	9,312,000.00	
		CHINA LIFE INSURANCE	150,000	30.45	4,567,500.00	
		CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS	150,000	22.70	3,405,000.00	
		PICC PROPERTY & CASUALTY -H	1,350,000	9.83	13,270,500.00	
		PING AN INSURANCE	140,000	79.45	11,123,000.00	
		AGILE PROPERTY HOLDINGS LTD	150,000	10.58	1,587,000.00	
		COUNTRY GARDEN HOLDINGS COMPANY	600,000	2.98	1,788,000.00	
		TENCENT HOLDINGS LTD	5,000	203.60	1,018,000.00	
		DIGITAL CHINA HOLDINGS LTD	300,000	14.02	4,206,000.00	
		LENOVO GROUP LTD	1,300,000	4.92	6,396,000.00	
		ZTE CORP-H	20,000	34.00	680,000.00	
	計	銘柄数：44			189,719,300.00	
					(2,031,893,703)	
		組入時価比率：92.3%			100.0%	
	合計				2,031,893,703	
					(2,031,893,703)	

(注)1. 小計欄の()内は、邦貨換算額です。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. 有価証券先物取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年3月31日現在）

資産総額	1,541,265,926 円
負債総額	68,078,425 円
純資産総額（ - ）	1,473,187,501 円
発行済数量	1,567,807,753 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9396 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

- 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

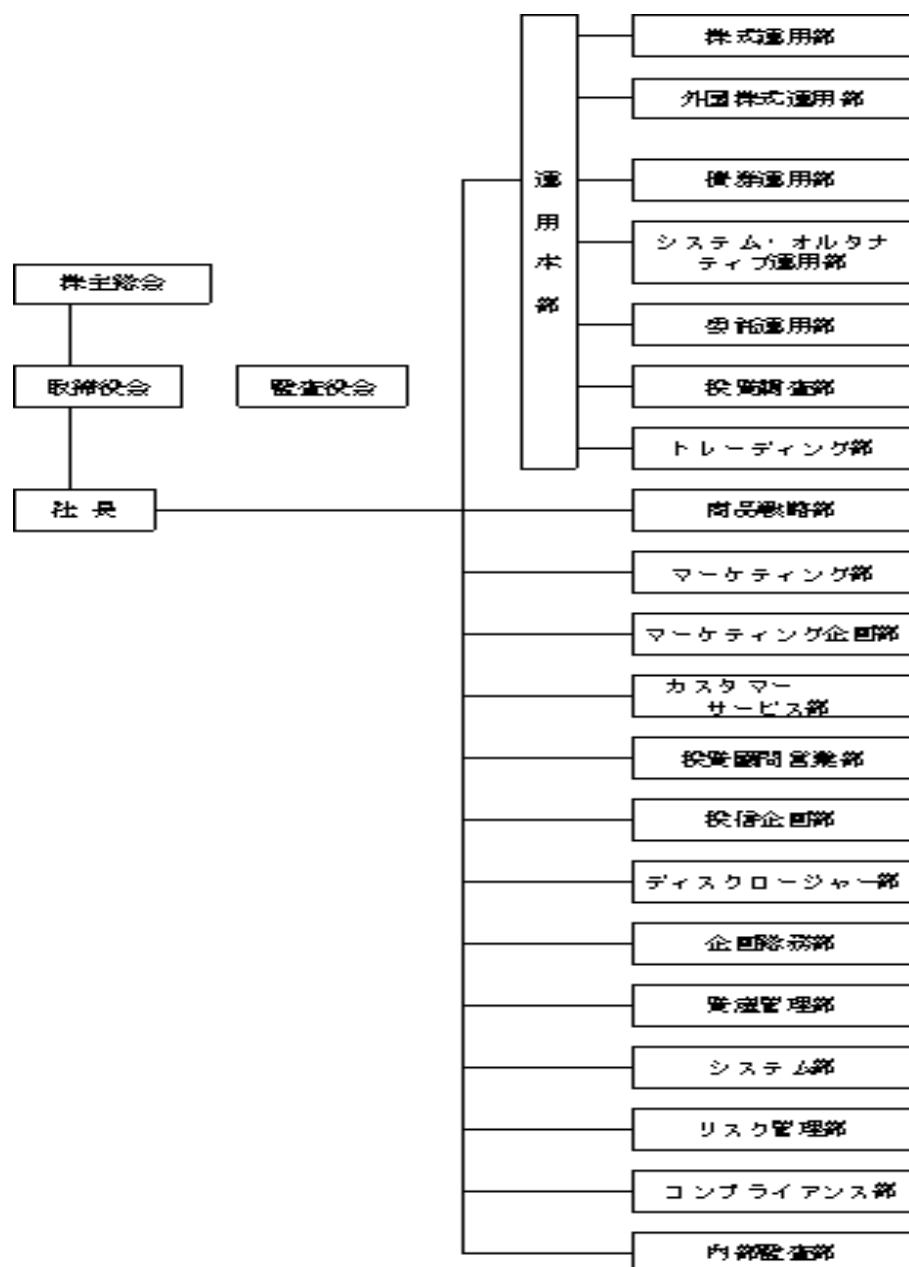
1【委託会社等の概況】（平成23年3月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

業務執行体制

組織図



各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	国内の株式（不動産投資信託を含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 投資一任契約資産に関する運用業務
外国株式運用部	海外の株式（不動産投資信託、ファンド・オブ・ファンズを含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	システム運用を行う投資信託、ファンド・オブ・ファンズで運用を行う投資信託、商品投資等取引を行う投資信託等を中心とした運用業務
委託運用部	運用を外部に委託する投資信託を中心とした運用業務
投資調査部	内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査及び予測、内外の不動産市場の調査及び予測、内外の商品市場の調査及び予測等に関する業務 投資顧問契約による投資助言に関する業務

トレーディング部	トレーディング業務の企画、立案に関する業務 内外の有価証券等及び外国為替並びに商品投資等取引の売買発注に関する業務
商品戦略部	金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 商品戦略の立案及び推進に関する業務
マーケティング部	投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 第一種金融商品取引業者及び登録金融機関への公開販売の推進に関する業務 販売会社との折衝に関する業務
マーケティング企画部	投資信託に関する情報開発・提供に関する事項 投資家に対するセミナー等の企画・立案に関する事項 販売会社の募集・販売の支援のための資料作成に関する事項 広告宣伝に関する事項
カスタマーサービス部	販売会社に係る営業事務及び業務管理に関する事項 受益者等からの質問及び苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約のマーケティングに関する業務 投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
投信企画部	投資信託の企画、提案書作成に関する業務 募集・販売のための資料作成に関する業務 投資信託制度の調査、研究に関する業務 運用助言契約、外部委託契約に関する業務
ディスクロージャー部	投資信託約款に関する業務 投資信託契約に関する業務 目論見書、運用報告書及びファンドの開示資料等に関する業務 有価証券届出書及び有価証券報告書に関する業務 主務官庁及び受託銀行への折衝に関する業務 投資信託協会及び運用評価機関等への折衝に関する業務
企画総務部	経営及び経営計画に関する業務 株主総会及び取締役会の事務処理に関する業務 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務 従業員の人事、給与、教育に関する業務及び役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務 予算、決算、会計及び現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務 受益証券及び受益権に関する業務 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務 広報、ホームページの管理及び運営に関する業務
資産管理部	投資信託財産の計算に関する業務 契約資産の計算に関する業務
システム部	コンピューターシステムの管理・運営に関する業務 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務
リスク管理部	運用実施の管理及び諸規則等遵守に関する事項 運用のリスク管理に関する事項 運用実績の評価及び分析に関する業務
コンプライアンス部	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証に関する事項並びに遵守状況の検証に基づく各部署への指導に関する事項 外部委託先の運用指図等に関する検証及び監査に関する事項 コンプライアンス向上のための啓蒙及び教育に関する事項 法令諸規則違反事例の届出に関する事項

内部監査部	内部監査に関する事項 外部監査に関する事項 内部統制の評価に関する事項に基づく各部署への指導に関する事項
-------	--

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成23年3月末日現在、当社は、208本の証券投資信託（単位型株式投資信託30本、追加型株式投資信託120本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託42本）の運用を行っており、純資産総額は10,497億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）ならびに、第46期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	第 45 期 (平成21年3月31日現在)			第 46 期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(資 産 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金預金		6,664,319			8,433,767	
有価証券		940,367			601,182	
未収委託者報酬		486,565			651,706	
未収運用受託報酬		—			72,964	
前払費用		14,011			17,863	
未収収益		17,699			921	
繰延税金資産		95,127			111,436	
未収法人税等		253,412			—	
未収消費税等		39,301			—	
その他の流動資産		280			5,872	
流動資産合計		8,511,086	78.1		9,895,715	82.6
固定資産						
有形固定資産		122,794	1.1		111,037	0.9
建物	54,269			45,976		
器具備品	68,524			65,060		
無形固定資産		33,552	0.3		22,170	0.2
ソフトウェア	31,430			20,047		
電話加入権	2,122			2,122		
投資その他の資産		2,236,265	20.5		1,951,758	16.3
投資有価証券	1,382,813			916,169		

親会社株式	648,648			826,056		
長期差入保証金	188,714			188,714		
その他	30,600			35,328		
貸倒引当金	14,510			14,510		
固定資産合計		2,392,612	21.9		2,084,965	17.4
資産合計		10,903,698	100.0		11,980,680	100.0

期 別 科 目	第 45 期 (平成21年3月31日現在)			第 46 期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負 債 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
預り金		3,787			3,740	
前受収益		66			—	
前受運用受託報酬		—			51	
前受投資助言報酬		—			2,430	
未払金		262,759			331,184	
未払収益分配金	168			166		
未払償還金	22,515			5,577		
未払手数料	236,513			321,636		
未払事業所税	3,562			3,804		
未払費用		192,732			254,102	
未払法人税等		—			335,981	
未払消費税等		—			51,454	
賞与引当金		80,500			113,080	
流動負債合計		539,846	4.9		1,092,026	9.1
固定負債						
退職給付引当金		83,131			75,242	
役員退職慰労引当金		26,500			31,640	
繰延税金負債		115,531			165,618	
固定負債合計		225,162	2.1		272,501	2.2
負債合計		765,009	7.0		1,364,527	11.4
(純 資 産 の 部)						
株主資本						
資本金		1,000,000	9.2		1,000,000	8.4
資本剰余金		566,500	5.2		566,500	4.7
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		8,508,794	78.0		8,866,581	74.0
利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金						
別途積立金	5,718,662			5,718,662		
繰越利益剰余金	2,610,302			2,968,089		
株主資本合計		10,075,294	92.4		10,433,081	87.1
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		63,395	0.6		183,071	1.5
評価・換算差額等合計		63,395	0.6		183,071	1.5

純資産合計		10,138,689	93.0		10,616,153	88.6
負債純資産合計		10,903,698	100.0		11,980,680	100.0

（ ２ ） 【 損益計算書 】

科 目	期 別	第 45 期			第 46 期		
		自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日			自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			8,167,626	99.2		8,470,734	98.8
運用受託報酬			66,038	0.8		106,628	1.2
営業収益計			8,233,665	100.0		8,577,363	100.0
営業費用							
支払手数料			4,558,289			4,599,088	
広告宣伝費			363,958			285,960	
公告費			2,265			4,865	
受益証券発行費			90			—	
受益権管理費			8,845			9,546	
調査費			839,745			863,466	
調査費		126,673			137,266		
委託調査費		713,072			726,200		
委託計算費			150,162			153,088	
営業雑経費			386,330			323,604	
通信費		45,534			44,807		
印刷費		332,508			269,659		
協会費		6,481			6,780		
諸会費		1,806			2,357		
営業費用計			6,309,688	76.6		6,239,619	72.7
一般管理費							
給料			852,358			953,144	
役員報酬	*1	131,967			121,534		
給料・手当		641,920			714,893		
賞与		78,470			116,717		
交際費			10,149			12,140	
寄付金			39,366			17,382	
旅費交通費			48,184			46,184	
租税公課			14,172			19,554	
不動産賃借料			251,611			225,976	
賞与引当金繰入			80,500			113,080	
退職給付費用			11,054			11,939	
役員退職慰労引当金繰入			7,620			5,140	
固定資産減価償却費			38,185			42,456	
諸経費			328,571			308,341	
一般管理費計			1,681,770	20.4		1,755,341	20.5

営業利益		242,205	3.0		582,402	6.8

期 別 科 目	第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日			第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業外収益						
受取配当金 *1		42,429			22,585	
有価証券利息		14,906			12,258	
受取利息		1,384			1,120	
約款時効収入		10,093			16,564	
負ののれん償却額		389,225			—	
未払費用戻入益		—			19,676	
雑益		562			23,573	
営業外収益計		458,600	5.5		95,778	1.1
営業外費用						
時効後返還金		4,873			3,068	
信託財産負担金		—			14,728	
雑損		775			686	
営業外費用計		5,649	0.1		18,482	0.2
経常利益		695,157	8.4		659,698	7.7
特別利益						
投資有価証券売却益		—			67,891	
有価証券売却益		27,135			—	
その他		—			9,561	
特別利益計		27,135	0.3		77,452	0.9
特別損失						
投資有価証券売却損		—			54,530	
有価証券売却損		10,820			—	
有価証券評価損		346,636			—	
その他		—			4,358	
特別損失計		357,456	4.3		58,888	0.7
税引前当期純利益		364,835	4.4		678,262	7.9
法人税、住民税及び事業税	2,290			336,861		
法人税等調整額	148,170	150,460	1.8	49,386	287,475	3.3
当期純利益		214,375	2.6		390,787	4.6

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第45期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						214,375	214,375	214,375			214,375
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									78,682	78,682	78,682
当期変動額合計						173,125	173,125	173,125	78,682	78,682	94,443
平成21年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689

第46期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成21年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689
当期変動額											
剰余金の配当						33,000	33,000	33,000			33,000
当期純利益						390,787	390,787	390,787			390,787
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									119,676	119,676	119,676
当期変動額合計						357,787	357,787	357,787	119,676	119,676	477,463
平成22年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153

（重要な会計方針）

期 別	第 45 期	第 46 期
項 目	自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
1. 有価証券の評価基準	その他有価証券	その他有価証券

及び評価方法	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原 価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりです。 建物 18 年 器具備品 4～5 年 (2) 無形固定資産 定額法により償却してお ります。 なお、自社利用のソフトウェ アについては、社内における 利用可能期間（3～5年）に基 づき償却しております。	(1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に 備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回 収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充て るため、支給見込額に基づき計上 しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、 当事業年度末における退職給付債 務の見積額に基づき、計上してお ります。 なお、退職給付債務の見積額は、簡 便法(退職給付に係る期末自己都 合要支給額を退職給付債務とする 方法)により計算しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 同 左 (3) 退職給付引当金 同 左
	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備え るため、当社内規に基づく期末要 支給見積額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同 左

4. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。	—
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

(財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

第 45期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当事業年度から適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる損益に与える影響はありません。	—

(表示方法の変更)

第 45期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
--	--

—	前期まで流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「前受収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は金額の重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は16,333千円であり、流動負債の「前受収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は66千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。
---	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第 45 期 (平成21年 3月31日現在)	第 46 期 (平成22年 3月31日現在)								
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>14,671 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>83,802 千円</td></tr> </table>	建物	14,671 千円	器具備品	83,802 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>95,992 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>25,922 千円</td></tr> </table>	建物	95,992 千円	器具備品	25,922 千円
建物	14,671 千円								
器具備品	83,802 千円								
建物	95,992 千円								
器具備品	25,922 千円								

(損益計算書関係)

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日						
*1. 関係会社との取引高 <table> <tr> <td>受取配当金</td><td>27,720 千円</td></tr> </table> *2. —	受取配当金	27,720 千円	*1. 関係会社との取引高 <table> <tr> <td>受取配当金</td><td>9,240 千円</td></tr> </table> *2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>654 千円</td></tr> </table>	受取配当金	9,240 千円	器具備品	654 千円
受取配当金	27,720 千円						
受取配当金	9,240 千円						
器具備品	654 千円						

(株主資本等変動計算書関係)

第45期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日
配当の原資	利益剰余金

第46期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日
配当の原資	利益剰余金

(リース取引関係)

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日																
所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。 借主側 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額 相当額</th><th>減価償却 累計額 相当額</th><th>期末残高 相当額</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 2,163</td><td>千円 1,865</td><td>千円 297</td></tr></table> (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 280 千円 1年超 39 千円 合計 320 千円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 968 千円 減価償却費相当額 884 千円 支払利息相当額 32 千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (6) 減損損失について		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297	同 左 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><th></th><th>取得価額 相当額</th><th>減価償却 累計額 相当額</th><th>期末残高 相当額</th></tr><tr><td>器具備品</td><td>千円 467</td><td>千円 430</td><td>千円 36</td></tr></table> (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 39 千円 1年超 — 千円 合計 39 千円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 286 千円 減価償却費相当額 261 千円 支払利息相当額 6 千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左 (5) 利息相当額の算定方法 同 左 (6) 減損損失について		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 467	千円 430	千円 36
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297														
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 467	千円 430	千円 36														

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

同 左

（金融商品関係）

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	8,433,767	8,433,767	—
(2)有価証券	601,182	601,182	—
(3)未収委託者報酬	651,706	651,706	—
(4)投資有価証券	214,208	214,208	—
(5)親会社株式	826,056	826,026	—
(6)未払金（未払手数料）	321,636	321,636	—
(7)未払法人税等	335,981	335,981	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	8,433,767	—	—	—
未収委託者報酬	651,706	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	601,182	98,830	—	—
合計	9,686,656	98,830	—	—

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（1）株式	535,939	648,648	112,708
	（2）債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	299,846	301,290	1,443

その他	697,215	699,040	1,824
(3) その他	52,098	71,960	19,861
小計	1,585,099	1,720,938	135,838
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	91,082	80,942	10,140
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	199,663	199,580	83
(3) その他	286,573	268,407	18,165
小計	577,318	548,929	28,389
合計	2,162,418	2,269,867	107,449

(注) その他有価証券の株式（その他有価証券で時価のある株式）について247,988千円、その他有価証券の投資信託（その他有価証券で時価のある投資信託）について98,648千円の減損処理を行っております。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
90,350 千円	27,135 千円	10,820 千円

3．時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券	
非上場株式	701,961 千円

4．その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	301,290	—	—
その他	600,000	298,620	—	—
その他	96,172	184,030	54,320	—
合 計	696,172	783,940	54,320	—

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

1．その他有価証券 (単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	920,162	605,961	314,200

(2) 債券				
国債・地方債等		—	—	—
社債		300,948	299,961	986
その他		300,234	299,335	898
(3) その他		7,687	4,836	2,850
小計		1,529,031	1,210,095	318,935
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				
(1) 株式		13,585	21,060	7,475
(2) 債券				
国債・地方債等		—	—	—
社債		—	—	—
その他		—	—	—
(3) その他		98,830	100,000	1,170
小計		112,415	121,060	8,645
合計		1,641,446	1,331,155	310,290

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種類	(単位：千円)		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	269,681	67,891	54,530
合計	269,681	67,891	54,530

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(退職給付関係)

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	83,131	千円
---------	--------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6,928	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>4,126</u>	千円
退職給付費用	11,054	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	75,242	千円
---------	--------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	7,020	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>4,919</u>	千円
退職給付費用	11,939	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日		第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
賞与引当金	33,005 千円	賞与引当金	46,362 千円
退職給付引当金	34,083 千円	退職給付引当金	30,849 千円
役員退職慰労引当金	10,865 千円	役員退職慰労引当金	12,972 千円
ゴルフ会員権評価損	1,230 千円	ゴルフ会員権評価損	1,230 千円
貸倒引当金	5,949 千円	貸倒引当金	5,949 千円

その他有価証券評価差額金	11,639 千円	その他有価証券評価差額金	3,544 千円
有価証券評価損	51,091 千円	投資有価証券評価損	2,977 千円
未払広告宣伝費	14,201 千円	未払広告宣伝費	30,524 千円
繰越欠損金	9,636 千円	その他	35,747 千円
その他	6,944 千円	繰延税金資産の合計	170,154 千円
繰延税金資産の合計	178,646 千円		
繰延税金負債		繰延税金負債	
負ののれん償却額	124,763 千円	負ののれん償却額	93,572千円
その他有価証券評価差額金	55,693 千円	その他有価証券評価差額金	130,763 千円
その他	18,592 千円	繰延税金負債の合計	224,336 千円
繰延税金負債の合計	199,049 千円	繰延税金負債の純額	54,181 千円
繰延税金負債の純額	20,403 千円		
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。	

(関連当事者情報)

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	------------	-----	--------------	-----------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファント [※] の募集取扱 役員の出向5名	支払手数料の支払 (注2)	3,761,727	未払手数料	174,087
-------------	----------	--------	-----------	-----	--------------	--------------------------------------	------------------	-----------	-------	---------

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファント [※] の募集取扱 役員の出向4名	支払手数料の支払 (注2)	3,569,410	未払手数料	211,903

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

第 45 期		第 46 期	
自 平成 20年 4月 1 日		自 平成 21年 4月 1 日	
至 平成 21年 3月 31 日		至 平成 22年 3月 31 日	
1株当たり純資産額 12,289円32銭		1株当たり純資産額 12,868円06銭	
1株当たり当期純利益金額 259円84銭		1株当たり当期純利益金額 473円68銭	
1 . なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。		1 . なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
		前事業年度	当事業年度
		(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
		至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
当期純利益 (千円)	214,375	390,787	
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	
(うち利益処分による役員賞与金 (千円))	—	—	
普通株式に係る当期純利益 (千円)	214,375	390,787	
普通株式の期中平均株式数 (株)	825,000	825,000	
3 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
		前事業年度	当事業年度
		(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)

純資産の部の合計額（千円）	10,138,689	10,616,153
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,138,689	10,616,153
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000

（企業結合等関係）

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（1）結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

（2）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

（3）結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

（4）取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理し、当該取引により負ののれんを389,225千円計上しています。当該負ののれんは全額償却しています。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。なお、当社が保有していた消滅会社の株式の簿価は20,000千円です。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,123,631千円、負債の額は54,057千円であり、当社の

資本金、資本準備金の額に変動はありません。

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

該当事項はありません。

第46期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

該当事項はありません。

中間財務諸表

中間貸借対照表

期 別 科 目	第47期中間会計期間末 (平成22年9月30日)		
	注記 番号	金 額	構成比
(資 産 の 部)		千円	%
流動資産			
現金及び預金		6,978,063	
有価証券		1,800,136	
未収委託者報酬		635,579	
未収運用受託報酬		15,954	
繰延税金資産		56,759	
その他流動資産		31,017	
流動資産合計		9,517,511	83.1
固定資産	* 1		
有形固定資産		112,922	
無形固定資産		16,204	
投資その他の資産		1,811,791	
投資有価証券		1,617,374	
その他		208,927	
貸倒引当金		14,510	
固定資産合計		1,940,918	16.9
資産合計		11,458,429	100.0
(負 債 の 部)			
流動負債			
預り金		3,699	
前受運用受託報酬		5,968	
前受投資助言報酬		745	
未払金		317,072	
未払収益分配金		218	
未払償還金		4,706	
未払手数料		310,077	
未払事業所税		2,068	
未払法人税等		120,463	
賞与引当金		98,278	
その他流動負債		175,718	
流動負債合計		721,946	6.3
固定負債			
退職給付引当金		81,281	
役員退職慰労引当金		30,390	
繰延税金負債		12,494	
資産除去債務		10,811	

固定負債合計	134,977	1.2
負債合計	856,923	7.5
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	1,000,000	8.7
資本剰余金	566,500	4.9
資本準備金	566,500	
利益剰余金	9,046,438	79.0
利益準備金	179,830	
その他利益剰余金	8,866,608	
別途積立金	5,718,662	
繰越利益剰余金	3,147,946	
株主資本合計	10,612,938	92.6
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,432	0.1
評価・換算差額等合計	11,432	0.1
純資産合計	10,601,505	92.5
負債・純資産合計	11,458,429	100.0

中間損益計算書

期 別 科 目	第47期中間会計期間 自 平成 22年4月 1日 至 平成 22年9月30日		
	注記 番号	金 額	百分比
営業収益		千円	%
委託者報酬		4,565,901	
運用受託報酬		23,631	
営業収益計		4,589,533	100.0
営業費用		3,313,717	72.2
一般管理費		937,937	20.4
営業利益		337,878	7.4
営業外収益	* 1	31,867	0.7
営業外費用		82	0.0
經常利益		369,663	8.1
特別利益		3,490	0.1
特別損失		5,625	0.1
税引前中間純利益		367,528	8.0
法人税、住民税及び事業税		117,954	2.6
法人税等調整額		36,717	0.8
中間純利益		212,856	4.6

中間株主資本等変動計算書

第47期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成22年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153
中間会計期間中の 変動額											

剰余金の配当						33,000	33,000	33,000			33,000
中間純利益						212,856	212,856	212,856			212,856
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）									194,503	194,503	194,503
中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	-	-	179,856	179,856	179,856	194,503	194,503	14,647
平成22年9月30日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,147,946	9,046,438	10,612,938	11,432	11,432	10,601,505

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

期 別 項 目	第47期中間会計期間 自 平成 22年4月 1日 至 平成 22年9月30日
1．資産の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの ... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定） 時価のないもの ... 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）
2．固定資産の減価償却方法	有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 ... 15年 器具備品 ... 4 ～ 6年 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。
3．引当金の計上基準	（1）貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 （2）賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。 （3）退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法により計算しております。 （4）役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。
4．その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額は其他流動負債に含めて表示しております。

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更）

第47期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
資産除去債務に関する会計基準等の適用 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 この結果、従来の方によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は468千円、税引前中間純利益は2,604千円それぞれ減少しております。

（表示方法の変更）

第47期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
中間貸借対照表関係 前中間会計期間まで流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました未収運用受託報酬は22,329千円であり、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました前受運用受託報酬は4,550千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

（＊１）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、135,551 千円 であります。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1.（＊１）営業外収益の主要なもの	
有価証券利息	2,857 千円
受取配当金	23,945 千円
2. 減価償却実施額	
有形固定資産	13,636 千円
無形固定資産	5,965 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式	825,000株	—	—	825,000株

２．配当に関する事項

平成22年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。

<借主側>

（１）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 (器具備品)	取得価額 相当額 - 千円	減価償却累計額 相当額 - 千円	中間期末残高 相当額 - 千円
------------------	---------------------	------------------------	-----------------------

（２）未経過リース料中間期末残高相当額等

1 年内	- 千円
1 年超	- 千円
合計	- 千円

（３）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	40 千円
減価償却費相当額	36 千円
支払利息相当額	0 千円

（４）減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（５）利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（６）減損損失について

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	6,978,063	6,978,063	—
(2)有価証券	1,800,136	1,800,136	—
(3)未収委託者報酬	635,579	635,579	—

(4)投資有価証券	915,413	915,413	—
(5)未払金（未払手数料）	310,077	310,077	—
(6)未払法人税等	120,463	120,463	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（5）未払金（未払手数料）、（6）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対 照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額 が 取得原価を超えるもの	（1）株式	—	—	—
	（2）債券			
	国債・地方債等	900,257	900,205	51
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（3）その他	217,291	205,836	11,454
	小計	1,117,548	1,106,042	11,506
中間貸借対照表計上額 が 取得原価を超えないもの	（1）株式	597,719	626,976	29,256
	（2）債券			
	国債・地方債等	899,879	899,908	28
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（3）その他	100,402	102,000	1,597
	小計	1,598,001	1,628,884	30,883
	合計	2,715,550	2,734,926	19,376

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

前事業年度末残高（注）	10,689千円
時の経過による調整額	<u>122千円</u>
当中間会計期間末残高	10,811千円

（注）当中間会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省

略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1株当たり純資産額	12,850円31銭
1株当たり中間純利益金額	258円00銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	10,601,505
純資産の部から控除する合計額（千円）	—
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,601,505
1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000

1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益金額（千円）	212,856
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	212,856
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）「受託会社」

住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成22年9月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成22年9月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
岡三オンライン証券株式会社	7,000	
益茂証券株式会社	515	
株式会社島根銀行	6,400	銀行法に基づき銀行業を営ん でいます。

2【関係業務の概要】

（1）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（2）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しております。

平成22年11月15日

有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年4月8日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「中国消費関連株オープン」の平成22年8月16日から平成23年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「中国消費関連株オープン」の平成23年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野 定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川 正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月3日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 助川 正文

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宝金 正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。